

令和2年4月8日  
健康福祉部健康課

## こどもの発達センターひいらぎにおける休所について（協議）

こどもの発達センターひいらぎについては、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月4日から、一部事業を中止し、感染拡大防止対策を実施してきた。

4月7日の国の緊急事態宣言、感染拡大傾向及び医療的ケア児等への感染防止等を踏まえ、下記のとおり、休所措置を取り、各種事業を中止する。

### 記

#### 1 中止する事業について

原則、市民がこどもの発達センターひいらぎに来所する次の事業については、中止とする。

##### (1) 通所事業

- ① 単独療育通所事業
- ② 課題別学習通所事業
- ③ 親子療育通所事業

##### (2) 外来機能訓練事業

- ① 機能訓練
- ② 言語検査・相談

##### (3) 各種相談事業

- ① 発達検査
- ② 小児神経科医による療育相談
- ③ 来所でのひいらぎ職員による発達全般の相談

##### (4) 保護者対象事業

#### 2 休所開始日

令和2年4月9日（木）

#### 3 休所中の対応について

- (1) 単独療育通所事業（毎日）利用の児童については、お便りの送付及び週2回の電話連絡を行い、保護者からの相談に応じる。
- (2) 上記(1)以外の児童についても、保護者からの相談電話を随時受け付ける。